

第2章 市町村における児童虐待対応の実務

市町村が虐待通告を住民や関係機関から受理した場合は、ケースの緊急度を見定めながら、初期調査と子どもの安全確認を行い、緊急度の高いケースは児童相談所と連携する等の速やかな対応を行います。緊急度は高くないものの、要対協による継続した支援が必要なケースは、個別ケース検討会議を開催して今後の支援について協議します。

本章では、児童虐待の定義をはじめ、虐待通告を受理した際の受理会議の開催、初期調査と安全確認までの手順などを説明します。

(1) 児童虐待とは～児童虐待の定義と類型

児童虐待については、児童虐待防止法において、殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものばかりでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義しています。そして、虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づいて行われますが、その際に留意すべきこととして、虐待はあくまで子どもにとって有害かどうかで判断することが重要であり、暴行や体罰をしつげであるというような、その行為の保護者の意図で判断するのではなく、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断することが重要となります。

【児童虐待の定義】

『児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)]

第2条 この法律において「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待防止法
第2条

【児童虐待の類型】

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、戸外に締め出す、縄などにより拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

② 性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

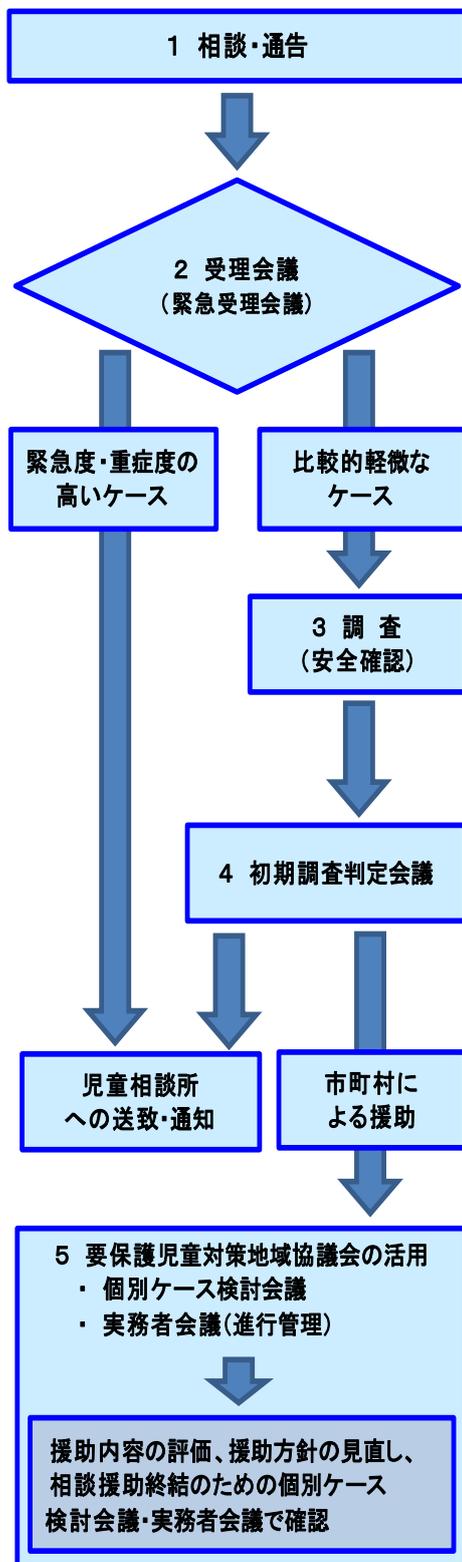
③ ネグレクト

- ・ 子どもの健康や安全への配慮を怠っている。
(例) 重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを家に残したまま外出するなど。
- ・ 子どもの意思に反して学校に登校させない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない(愛情遮断など)。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が①、②又は④に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

④ 心理的虐待

- ・ 言葉による脅し、脅迫などのほか、子どもを無視したり、拒否的な態度を示すなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言ったり、自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。
- ・ 子どものきょうだいに、①～④の行為を行う。 など

通告受理からその後の対応などについてのフロー図



1 相談・通告受付

- ① 虐待の内容など必要な情報を把握する
 - ② 必要に応じて指導・助言を行う
- ※ 通告者の情報が漏れないよう注意を払う

2 受理会議(緊急受理会議)

- ① 相談通告受付票を作成し、速やかに受理会議を開催する
- ② 過去の相談歴、情報がないか確認する
- ③ 当面の初期調査や子どもの安全確認の方針等を決定する
- ④ 緊急性・専門性が高い場合は児童相談所に送致する

3 調査(安全確保)

- ① 子どもの安全確認を必ず行う
 - ② 援助方針の決定にあたり必要な情報を把握するための調査を行う
- ※ 子どもの安全確認は原則48時間以内に目視により行う
 ※ 調査結果は初期調査報告票、緊急度アセスメントシートに記載する

4 初期調査判定会議

- ① 初期調査報告票、緊急度アセスメントシートにより、緊急度・重症度を判定する
- ② 緊急に一時保護が必要な場合は児童相談所に連絡し、送致の手続きを進める
- ③ 初期調査判定会議を終了したケースは全て進行管理台帳に登録し、要対協実務者会議で進行管理する。
- ④ 継続的な支援が必要なケースは「継続指導」と決定し、初期援助方針を定めるとともに、必要に応じて要対協個別ケース検討会議を開催し、協議する

5 要対協個別ケース検討会議・実務者会議

- ① ケースに関わっている関係機関により情報共有する
- ② 援助方針を確立し、ケースの主担当機関や援助の役割分担を決める
- ③ 実務者会議で進行管理を確実にを行う

(2) 相談・通告窓口の明確化と周知

- ・ 児童虐待は、様々な問題が積み重なって始まり、徐々にエスカレートしていきます。まわりの住民が気づき、早い段階から相談や通告することができるよう、あらかじめ児童家庭相談や虐待通告の窓口について明確にし、公所内に表示することはもちろん、広報やパンフレットなどを通じ、担当課名や電話番号等を住民に周知しておくことが重要です。
- ・ 市町村担当課は業務関連の会議等を開催したり、関係する機関、団体等の会議に参加することも多くあります。それら様々な機会を通じて、早期の虐待通告と相談窓口の周知を図ることも大切です。
- ・ 相談は子ども自身からすることもあります。学校等を通じて、相談窓口が子どもにも周知されるような工夫が必要です。
- ・ 保育所や幼稚園、学校、医療機関などの児童虐待を発見しやすい機関、民生・児童委員などの地域の支援者、要保護児童対策地域協議会の構成機関等に、あらかじめ「虐待相談・通告受付票」（様式第4号）や「児童虐待早期発見のためのチェックリスト」（様式第5号）を配付しておくこと、早期発見や通告がスムーズになります。

様式第4号

「虐待相談・通告受付票」

(3) 通告受理体制の整備と庁内の連携強化

○ 通告受理体制の整備

- ・ 各市町村の虐待担当課には、いつ何時となく虐待通告が入ります。担当者が不在であった場合にも、担当課の職員誰もが通告受理対応が可能な体制にする必要があります。
- ・ そのためには、「虐待相談・通告受付票」を、職員の誰もがすぐに取り出せる場所に置いておくことや、通告受理時の聞き取りが誰でもできるようにロールプレイ等の研修を行っておくことが重要です。
- ・ 夜間や休日の通告にも対応できるよう、警備担当から虐待対応の担当者等へ円滑に連絡される体制をあらかじめ整備しておくとともに、担当者から責任者へ確実に情報が伝達されるルールをつくっておく必要があります。

様式第5号

「児童虐待早期発見のためのチェックリスト」

様式第4号

「虐待相談・通告受付票」

○ 庁内の連携強化

- ・ 児童虐待の背景には、生活苦や夫婦関係の問題など複数の問題が複雑に絡んでいる場合が多く、虐待の発生予防や早期発見、また継続的な支援にあたっては、福祉担当部署内の生活保護担当課や各種手当担当課などとの連携のほか、転入手続を行う住民登録担当部署や母子保健担当部署、精神保健担当部署、教育委員会などの関係部署との情報共有が円滑に可能となるよう、常日頃からの連携体制を構築しておくことが重要です。

(4) 通告受理

○ 通告の受理

- ・ 通告書、口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談があった場合は、原則すべて「通告」として受理します。
- ・ 関係機関からの通告は、電話等による受理を行ったあと、可能な限り通告書の送付を依頼するなどし、通告内容を詳細に確認できるようにします。

○ 通告受理時の対応

- ・ 通告者の思いや気持ちを受け止めて、「虐待相談・通告受付票」の項目に沿って丁寧に聞き取りを進めていきます。
- ・ 通告時において、夜間に閉め出されているとか、尋常でない子どもの悲鳴が聞こえる等の子どもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、警察への通報をお願いします。
- ・ 通告者から得られた情報をもとに、住民登録担当部署と連携し、住所や子どもの氏名、家族構成等の世帯に関する基礎データを確認するとともに、生活保護の有無や各種手当の受給状況について担当課から確認するほか、母子保健担当部署と連携し、子どもの健診情報を確認します。併せて、教育委員会等と連携して子どもの所属を確認し、保育所や学校等に所属している場合は、電話等により基本情報を収集し通告受付票を補完します。
- ・ 子ども本人からの相談があった場合には、子どもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげ、安全を守ることを子どもに理解できるように説明するなどの特別な配慮をすることが必要です。子どもの話から速やかに安全確認が必要な場合には、連絡先や所在の確認を行い、早急に会って面接することを働きかける必要があります。

○ 近隣住民など第三者からの通告を受けた時の対応例

① まずは通告内容を傾聴する

通告者の心配な気持ちや何とかしたいという思いを受け止め、「驚かれたでしょうね」、「戸惑われた気持ちもよくわかります」等の言葉かけをするなど、丁寧に対応しながら、通告者に自由に話してもらい、「虐待相談・通告受付票」（様式第4号）に記入していきます。

② 事実関係を確認する

事実関係が明らかでない場合、「それはいつのことですか。」、「今も続いていますか。」、「そう言ったのは誰ですか。」、「本人はどう言っていましたか。」等と具体的に聴きます。通告者が主観的な判断で語っているような場合は「そう思ったのはどんなことがあったからですか。」、「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか。」等、根拠となる事実を確認します。

様式第4号

「虐待相談・通告受付票」

③ 通告者から「自分はどうしたらいいか」等の申し出があった場合

「今後ご協力をいただきたいことができた場合、こちらからご連絡させていただきたいのですが、お名前や連絡先をお伺いしてもよろしいでしょうか。」と協力を依頼します。

(匿名を希望する場合は、その事情に配慮し強く求めないようにします。)

④ 通告への謝意・対応結果の情報提供の説明

「子どもの安全のためにご連絡いただきありがとうございます。今後、適切に調査を進めて対応いたします。」

「今後の調査や対応の内容については個人情報の保護により、お知らせすることはできませんが、ご了承をお願いします。」

「今後も気になることがありましたら、またご連絡をお願いします。」等の対応をします。

⑤ 緊急事態の場合の説明

「もし(夜間に子どもが戸外に閉め出されたままであるとか、尋常でない子どもの悲鳴が聞こえる等)子どもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、110番通報をお願いします。」

(5) 受理会議(緊急受理会議)

○ 受理会議の目的

- ・ 虐待相談においては、特に受付段階(初期段階)の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあることから、受理したケースについて、調査や安全確認の方法などについて協議し、組織的に初期対応の方針を決めるために必ず受理会議を緊急に行う必要があります。

○ 受理会議のメンバー等

- ・ 虐待通告を受理したら、速やかに担当課等の複数の職員で緊急受理会議を開催します。会議は通告受理時点での緊急性や重症度の判断、初期調査の方法等を「組織」として検討し方針決定をする必要があることから、会議を行わずに、受理した担当者が一人で判断したり、上司に対する報告のみで終えたりすることは避けるべきです。

参加メンバーは担当者や相談員のほか、可能な限り、管理職や虐待相談の責任者などが参加することを原則とします。(児童相談所では、受理会議に所長が参加することを原則としています。)

また、乳幼児や就学児童の場合は、可能な限り、母子保健担当課や教育委員会等の庁内関係課にも参加を呼び掛け、初期対応方針についての情報共有を行うと、その後の調査等が円滑に進みます。

○ 受理会議の内容

- ・ 通告内容等により、子どもの生命の危険はないか等の緊急保護の必要性など、緊急度・重症度を判断します。
- ・ 通告ケースの初期調査の方法について協議し、調査担当者を決めます。
- ・ 子どもの安全確認の方法について協議し、目視を行う担当者を決めます。

(6) 安全確認と初期調査

○ 子どもの安全確認

- ・ 子どもの安全確認は、子どもに会い、直接「目視」により行うことが原則です。場合によっては、学校の教職員や保育所の職員等、他の機関に依頼して目視を行うことも可能ですが、その場合は、子どものどんなところを注意して見てほしいか等をあらかじめ伝え、目視の結果についての情報を十分精査する必要があります。
- ・ 子どもの安全確認は、通告受理後、48時間以内に行うことを原則とします。
- ・ 訪問や面接は、できる限り複数の職員で行います。

○ 家庭訪問により安全確認を行う場合のポイント

- ・ 屋外から家の外観の状況や玄関に入った場合に見える範囲での中の様子を確認します。(屋外のゴミの散乱、屋内のゴミ等衛生状況、家具、生活用具、子どもの遊具等)
- ・ 親の様子、夫婦間の様子、子どもへの態度等について確認します。(怒る、攻撃的になる、泣き出す、話が通じない、夫婦仲はよいか、子どもに対しての話しかけ等)
- ・ 子どもの様子を確認します。(傷やアザの有無、清潔か、衣服の様子、行動の様子等)
- ・ 子どもの様子を確認した際に、外傷等が見られた場合は、いつ、どこで、どのようにしてできたものか保護者に確認します。治療や保護を緊急に要する場合は、医療機関の受診や児童相談所への連絡を行います。

○ 学校や保育所で安全確認を行う場合のポイント

- ・ 登校、当園していることを確認し、帰宅前に目視による安全確認をさせてもらえるよう依頼します。
- ・ これまでの経緯や子どもの様子、健康診断状況などについて聞きます。
- ・ 学校や保育所がもっている保護者情報を聞きます。
- ・ 可能な限り子どもに面会し、傷やアザの有無を確認します。傷等が確認された場合には、写真などに記録するとともに、子どもに理由を聞き、その言動を記録します。また、治療や保護を緊急に要すると判断される場合

は、医療機関の受診や児童相談所につながります。

○ **親が安全確認を拒否した時の対応**

- ・ できる限り丁寧に子どもに会わせるよう説得します。どうしても子どもに会わせることを拒否するときは、安全確認ができない緊急性のあるケースとして対応する必要があります。
- ・ 保護者に対し、子どもに会わせてもらえない場合は、児童相談所に知らせることを告知します。それでも拒否する場合は、児童相談所へ連絡します。

○ **初期調査の基本確認事項**

- ・ 児童の年齢や性別、居所、状態像（情緒面、身体面、能力面）等
- ・ 虐待の事実や経過、程度（緊急度・重症度等）
- ・ 保護者の年齢や職業
- ・ 保護者の健康状態や性格等
- ・ 家族構成や生活状況、身近な支援者の有無

○ **主な情報源と確認できる内容**

- ・ 福祉事務所…生活保護受給の有無、各種手当の受給状況等
- ・ 保健センター…母親の妊娠中の状況、子どもやきょうだいの乳幼児健診の受診状況、予防接種の履歴等
- ・ 民生児童委員…近所の評判や家族関係、家庭の生活パターン等
- ・ 子どもの学校、保育所等…日頃の子どもの様子や最近の変化等
- ・ きょうだいの学校、保育所等…日頃のきょうだいの様子や最近の変化、登校状況
- ・ 医療機関…受診している医療機関があれば、病状や治療経過、受診時の親子の関係等
- ・ 警察…児童虐待やDV等の通報歴、対応の有無等
- ・ 児童相談所…子どもやきょうだいの相談歴、一時保護や施設入所の有無、現在の関わりの有無等
- ・ 婦人相談所(福祉総合相談センター女性相談課)…DV相談歴や保護歴の有無

○ 家庭訪問し安全確認を行う場合の対応例

① 家庭訪問し安全確認を行う前に決めておくこと

- ・ 訪問者を決めます。複数対応を基本とします。(緊急受理会議で決めます。)
- ・ 身分を証明できるものを必ず所持します。
- ・ 地図で訪問する家の行き方、駐車する場所を確認します。
- ・ あらかじめ電話連絡するか、突然の訪問をするか決めます。
- ・ 最初の関わりの時に、保護者の勤める職場に連絡することは避けます。
- ・ 訪問する時間を決めます。親子が揃っている時間に訪問するようにします。

② 家庭訪問しても不在だった場合

- ・ 来訪したこと(時間・来訪目的)
- ・ 来訪者がどこのだれか(市町村名、課名、訪問者の職・氏名、電話番号)
- ・ こちらがどうしたいのか(再訪問予告⇒何月何日何時ごろ、電話要請⇒何時から何時までにしてほしい 等)を用紙に記入し、郵便箱か玄関内等に入れます。

③ 家庭訪問の際の話しかけ方

- ・ 相手にとっては、最初に会った時の印象が後々まで残るので、出会った最初のやりとりを大切にします。
- ・ 担当者として、虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというソフトな介入を行うよう心がけます。

○ 対応例

「こんにちは。〇〇市子ども支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。」

「子どもさんのことでお伺いしました。実は、このところ毎日子どもさんの泣き声が続いているので心配というお知らせをもらったのです。今は、子どもさんのことで心配なことに気づいたら誰でも市に連絡をもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。子どもはよく泣くものですが、最近そんなことはありませんでしたか。」

「子育てに困っていることはありませんか。」

「子どもさんと会わせていただけますか。」

④ 訪問根拠を説明する際の話し方

- ・ 保護者から「余計なおせっかいだ。帰れ。」等という対応をされた場合には、さらに踏み込んで話をする必要があります。通告があった際には家庭訪問をすることが、責務になっていることを説明し了解を求めるようにします。
- ・ 保護者にとっては、予測しない事態でもあり、誰かに密告されたような怒りをぶつけてくることが予想されます。冷静に対応することが必要です。

○ 対応例

「今、新聞やテレビなどでも話題になっているように、子どもへの虐待が問題になっていて、私たちは子どもに関するお知らせをいただくと、お家にお伺いして子どもさんの様子を確認しなければならないことになっているのです。子どもが泣いていることはよくあることなのですが、

万が一の場合があるので、こうしてあちこちのお宅を訪問しているのです。ご協力をお願いします。」

「誰が連絡したのか。」の問いには、「申し訳ありませんが、法律でお答えできないことになっています。」と答えましょう。「隣の〇〇か。」などと具体的に問われても、「ちがいます。」とは言わないで、必ず「お答えできないことになっています。」と答えましょう。

⑤ 通告が誤認と判明した際の対応

- ・ 心配していたことが、保護者から話を聞いたり、子どもと会ったことで解消し、安心した旨を伝え、訪問に応じてくれたことに謝意を伝えます。

○ 対応例

「本当に安心しました。突然の訪問で驚かせてしまいすみません。子育てをしているといろいろ迷ったり困ったりすると思います。子育ての情報がほしい時にはぜひ連絡してください。今日はありがとうございました。」
(名刺や子育てのパンフレットなどを渡します。)

⑥ 保護者が虐待事実を認めた際の対応

- ・ 家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時には、つぎの点に留意して対応します。

○ 子育ての大変さをねぎらいます

「反抗期で大変ですね。」「下の子が生まれるとやきもちをやいてしまいますね。」

「癪の強いお子さんのようですね。」「だんなさんには協力してもらえそうですか。」

「お母さんひとりで頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか。」 等

○ 当面の支援方法を提案します

「お母さんのストレス発散のためにも時々お話したいのですが。」

「また、お伺いしてもよろしいですか。」「うちの〇〇(相談窓口名)に来てみませんか。」

「子どもさんの様子を見てもらうことが必要みたいですね。今度、保健センターと一緒にいきましょう。」 等

○ 次の面接日、時間等の約束をします

- ・ 初回の訪問調査は多くのものを求めず、子どもの安全確認ができた時点で第一段階クリアとみます。
- ・ 次回の訪問や来所等のつながりをつくることで、訪問目的は概ね達成とみます。

⑦ 保護者が安全確認を拒否する際の対応

- ・ 一度拒否されても粘り強く保護者を説得します。
- ・ どうしても子どもに会わせることを拒む時は、緊急性を要する事態として対応する必要があります。⇒保護者に対して児童相談所に知らせることを告知します。
- ・ それでも保護者が拒否する場合は児童相談所に連絡します。

○ 対応例

「お怒りはわかりますが、これは法律に基づいた調査ですのでご協力いただかなければなりません。」「お怒りはわかりますが、子どもさんに会わせていただき確認させていただかないとおっしゃるような虐待ではないということもわかりませんのでご協力をお願いします。」

「子どもさんに会わせていただかないと、児童相談所に連絡をとらなくてはなりません。」「なんとかご協力いただけないでしょうか。」

(それでも拒否する場合は)「残念です。それでは児童相談所に対応してもらうこととなりますので、ご理解願います。」 等

⑧ 子どもに傷やあざ、火傷の跡等が見られた場合の対応

○ 対応手順

- ・ 治療や手当が必要な状態であれば、すぐに医療機関の受診につなげます。
- ・ いつ、どこで、どのようにしてできたものか、直接保護者に確認します。
- ・ 特に、乳幼児の場合や子どもの顔、頭部の怪我の場合は、保護者の言い分を鵜呑みにせず、慎重に尋ねます。
- ・ 保護者が保育所や学校での怪我であると主張した場合には、訪問後す

ぐに当該機関に連絡をとり事実確認を徹底します。

- ・ 保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当かつ合理的な理由が見当たらない時は、児童相談所への通告を念頭に対応します。この場合、外傷の原因究明が必要である旨伝え、児童相談所に連絡することを保護者に伝えます。

○ 子どもが保育所や学校にあり、その施設内で安全確認ができる場合の対応

① 登園・登校の確認

- ・ 子どもの保育所や学校等に連絡をとり、登園、登校していることを確認します。

② 帰宅前の安全確認の依頼

- ・ 保育所や学校等に、帰園、下校の時間等を聞き、帰宅前に安全確認させてもらえるよう依頼します。
- ・ 場合によっては、下校させずに待たせておくように依頼します。

③ これまでの経緯の確認(通告が当該保育所や学校等からあった場合)

- ・ これまでの経緯や子どもの様子について聞きます。

④ 通告内容の情報提供(通告が保育所や学校以外からあった場合)

- ・ 通告された内容を報告します。
(守秘義務が課せられている要対協の構成機関であれば可能)

⑤ 傷等の写真記録

- ・ 保育所、学校で傷等が観察された場合は、写真やスケッチに残すよう記録を依頼します。
- ・ 写真は、皮膚の状態がわかるよう、全身とあざや傷のアップの写真をそれぞれ撮ります。
- ・ 子どもは傷の写真を撮られることに不安や嫌悪感を抱くので、子どもの気持ちに十分配慮して記録します。

⑥ 発見日時の記録

- ・ 傷等に気付いた日時の記録
月曜の朝、登校してすぐ気付いたのか、下校間際に気付いたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になる場合があります。
- ・ 傷等についての子どもの言動の記録
子どもに「これはどうしたの?」と問いかけ、その言動を記録します。(必ずしも本当のことを言うとは限りませんが記録しておきます)

⑦ 児童相談所への通告の判断

- ・ 傷やアザ等の怪我の状態が重い時は、児童相談所への連絡を念頭に対応します。

(7) 初期調査判定会議

○ 会議の目的と準備

- ・ 子どもの安全確認と初期調査の結果に基づき、緊急度・重症度の再確認と継続した支援が必要かどうか、要対協による支援が必要かどうかについて検討する会議です。
- ・ 安全確認や初期調査を行った担当者は、その結果の概要について「初期調査報告票」（様式第2号）に記載するとともに、「緊急度アセスメントシート（緊急度のめやす・対応のめやす）」（様式第6号）に記載し会議資料として提出します。
- ・ 子どもの安全確認や初期調査を終えた段階で速やかに開催します。

○ 会議のメンバー等

- ・ 基本的には緊急受理会議メンバーと同様ですが、乳幼児の場合は母子保健担当課、就学児童の場合は教育委員会など庁内関係課の担当者にも呼び掛けると、その後の情報共有や連携した支援が円滑に進みます。

○ 会議の内容

- ・ 子どもの安全確認の結果と初期調査報告票、緊急度アセスメントシートに基づき、緊急度・重症度の確認を行い、緊急に一時保護が必要な場合は、児童相談所に連絡するとともに送致の手続を行います。（送致についての根拠法や様式等については、第3章に記載します。）
 - ・ 調査や安全確認の結果、緊急度・重症度は低いものの、関係機関の協力を得ながら継続して状況把握を行う必要があるケース、関係機関と情報共有をしながら連携して在宅支援をする必要があるケース等については、「継続指導」ケースとして決定し、初期援助方針を定めるとともに、必要に応じて要対協の個別ケース検討会議において協議します。
 - ・ 初期調査の結果、虐待の事実が認められないと判断される場合、継続的な支援を必要としないと判断される場合等は、「助言指導（終結）」として処理します。
 - ・ 会議結果については、初期調査報告票の会議結果欄に記載し、回覧決裁のうえ保管します。また、会議終了後は速やかに「児童記録票」（様式第7号）を作成するとともに、「進行管理台帳」（様式第1号）に登録し、要対協の実務者会議で進行管理していきます。
- ※ 要対協の個別検討会議で協議することとしたケースについては、第1章市町村要対協運営の実務の「個別ケース検討会議」欄に記載する内容に基づいて、協議します。

様式第2号

「初期調査報告票」

様式第6号

「緊急度アセスメントシート（緊急度のめやす・対応のめやす）」

様式第7号

「児童記録票」

様式第1号

「進行管理台帳」

◎ きょうだい事例の扱い

- ・ 虐待通告のあった児童にきょうだいがいる場合は、他のきょうだいへの虐待の可能性についても留意することが必要です。その場合には、通告のあった児童と同様に安全確認と初期調査を行い、きょうだいについても虐待が認められた場合には、それぞれの児童についても受理を行い調査・援助を継続していきます。

◎ DV家庭の児童の扱い

- ・ DV家庭に臨場した警察署が、その家庭に児童がいて面前で両親のDVが行われていることが想定されるときには、心理的虐待の恐れがある児童として文書による通告を行う場合があります。その場合は、虐待通告を受理し、被害を受けた母親や、所属している保育所、学校等に対し、児童への暴言や暴力の有無、行動面や感情面の問題など心理的影響の有無等を確認するなどの初期調査を行います。
- ・ また、DV被害を受けた女性が市町村の窓口相談してきた場合は、児童への暴言、暴力の有無、母親から見た心理的影響の有無等について確認し、虐待の恐れがあると認められるときは、母親からの虐待通告として受理し、保育所、学校等への初期調査を行います。
- ・ 母子ともに在宅生活を続けていく場合は、不用意に父親と接触したために更なる暴力被害に発展する等の可能性もあることから、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員と緊密な連携を図り、母子の安全確保が図られるよう配慮することが必要です。また、要対協を活用し、関係機関で母子の情報共有を進めることが重要です。

◎ 性的虐待事例の扱い

- ・ 性的虐待は、他の虐待に比べて発見が困難なうえに客観的証拠に乏しく、児童の心身に生涯にわたって深刻なダメージを与えます。その発見は、児童の何らかの告白を聞いた人や機関からの通告による場合が多いのですが、何らかの性的虐待をうかがわせる通告を受理した場合は、最短時間で児童本人の身柄を安全に確保したうえで事実確認等の初期調査を行う必要があります。
- ・ 性的虐待に関する初期調査は、一時保護の判断等を要するため、児童相談所が直接担当することが望ましく、市町村で通告を受けた場合は、直ちに児童相談所へ送致するなど迅速に対応することが必要です。

(8) 支援の実施

○ 継続指導

- ・ ケース検討会議において、「継続指導」を決定したケースは、初期援助方針に基づいて、福祉や母子保健サービスの活用、所属機関や地域の支援者による見守り・援助、継続的な来所相談や家庭訪問の実施等による支援を行います。
- ・ 在宅での支援にあたっては、主担当機関の担当者に加えて、児童の所属機関である学校や保育所など、様々な関係機関が連携・協力して行うことになるため、要対協の個別ケース検討会議で役割分担や支援内容等について十分に協議し実施していくことが重要です。
- ・ 家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が再燃し深刻化している場合もあることから、そうした情報をキャッチした場合は、速やかに個別ケース検討会議を開催し、最新の情報を共有するとともに援助方針や役割分担等の見直しを行い対応することが必要です。

○ 継続指導中のケースの転出

- ・ 市町村が支援してきた継続指導中のケース(要対協支援ケース)が転居した場合は、転出先と考えられる市町村に連絡し、居住実態の確認を依頼します。
- ・ 依頼を受けた市町村は、管轄の児童相談所の関与を確認するとともに、住民基本台帳や戸籍、生活保護や各種手当の受給の有無、転入先の居住状況や児童の所属機関などについて調査を行い、その結果を依頼元の市町村に連絡します。
- ・ 転出先の市町村で居住実態が確認できなかった場合は、引き続き依頼元の市町村で実態把握を行い、必要に応じて児童相談所の対応を求めます。
- ・ 転出先での居住実態が確認された場合は、引き続き支援が継続されるよう、「児童家庭相談連絡書」(様式第8号)と経過のわかる資料等を転出先市町村に送付し、支援に必要な情報提供(引継ぎ)を行います。なお、虐待リスクが高い家庭等については、引継ぎのための会議を行うことも重要です。

○ 支援の終結

- ・ 他市町村へ転出した場合や、子育て支援サービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった場合、6か月以上虐待エピソードがなく安定が図られているとの情報が確認できたケース等については、個別ケース検討会議で検討のうえ、実務者会議で終結を決めます。

参考

「市町村児童家庭
相談援助指針につ
いて」参考

様式第8号

「児童家庭相談連絡
書」

(9) 統計の処理

- 市町村児童家庭相談状況月例報告
 - ・ 福祉行政報告例「第 44 児童相談種別児童受付(児童福祉法)」の記入要領を参考に作成します。

【記入要領】

- ・ 児童福祉法により、本年度中に新たに市町村が受け付けた相談のうち、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上するものである。
- ・ 相談種別は原則として判定会議・援助方針会議等の結果により分類すること。
- ・ 以前相談に応じ現在措置が解除されている児童又はその他の対応が完了した児童について、再び相談に応じて児童記録票を再び用いたものも含めて計上すること。
- ・ 相談種別が 2 欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上すること。
- ・ 第 44 表(1)児童虐待相談については、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」に関する相談を計上する。児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは含まない。
- ・ 第 44 表(18)児童虐待通告については、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条の規定に基づく通告及び同法第 2 条に係る相談に関して、「相談・通告受付票」を起し、受理会議段階で児童虐待相談(疑い、おそれを含む。)として受け付けた件数について再掲すること。(判定会議の結果、児童虐待相談以外として判定したのも計上すること。)

- 市町村児童家庭相談月例報告 Q & A (平成 26 年 7 月 22 日付子第 415 号岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長通知)より
 - ・ 月例報告は、当該月に市町村が受け付けた件数のうち、受理・ケース検討会議等の結果、相談種別を決定した月に計上し、毎翌月 10 日までに所管する広域振興局保健福祉環境部担当課に報告します。
 - ・ 月例報告の 12 か月分の集計が、福祉行政報告例第 44 表の計と一致することが望ましいですが、月例報告は毎月の速報値であることから若干の差異が生じることもあります。その場合であっても月例報告を遡及して修正する必要はありません。

- ・ 3人兄弟が虐待を受けているとして通告が1件あった場合でも、児童1人につき1件と計上することから、その場合は3件と計上します。(福祉行政報告例第44表の計上と同じ。)
- ・ 継続中のケースについては、その後に何回相談があっても受け付け件数としては計上しません。ただし、終了したケースについて、再相談等があって児童記録票を作成した場合は、改めて再度の計上を行います。
- ・ 主な相談種別がどれか判断に迷う場合は、受理・ケース検討会議等で主たる相談種別を決定し、1欄のみに計上します。同一ケースを2欄以上に重複計上しないように注意します。
- ・ 児童相談所からの後方支援回数のカウントにあたっては、次の事項について集計します。
 - ① 児童相談所による訪問支援
同行訪問、合同面接、情報交換、ケース検討会議、市町村受理会議、市町村主催研修会講師、ケース検討(担当レベル)、技術的助言
 - ② 電話による支援



参考

【DVが子どもへ及ぼす影響】

児童虐待防止法においては、18歳未満の子どもがいる家庭でDVが行われることは、児童虐待であると定義されています。（児童虐待防止法第2条）

家庭内でDVが行われることにより、子どもに対して次のような影響が考えられます。

- ① 子どもがDVの直接的な被害者になるという影響
 - ・ 加害者が母を心理的にコントロールするために、子どもに暴力をふるう
 - ・ 暴力を受けている母をかばう時に、子どもが巻き込まれてしまう
 - ・ 暴力をふるわれた母が行き場をなくし、子どもに暴力をふるってしまう
 - ・ 暴力をふるわれた母が、子どもの要求にこたえられなくなる
- ② 暴力の目撃者になることでの影響
 - ・ 両親の暴力現場と愛着の繰り返しを見続けることで情緒不安定となる
- ③ 暴力が世代から世代へ受け継がれていく（世代間連鎖）
 - ・ DVが行われている家族を通して、子どもは暴力的な男女関係や人との関わり方を学んでしまう可能性がある
- ④ 子どもの安全な生活や発達が保障されない
 - ・ DVにさらされることで自尊心や自己肯定感が持てなくなり、精神的に不安定な状況が続き、不登校や成績低下、家出、非行、自傷行為などの状況を引き起こす

【DVのある家庭と児童虐待への対応】

DVと虐待は、密接に関連していることから、虐待相談を受けた場合には、その背景に配偶者からの暴力がないか、その家庭の状況について確認に努める必要があります。

また、DV被害女性への支援は、本人の自己決定と主体的な力量の回復への支援にあり、一方で、児童虐待への対応で最優先するのは子どもの安全の確保であり、場合によっては親からの分離・保護しなくてはならないこともあります。

このように、DV被害者への支援は、児童虐待の対応とは異なることがあるため、支援する家庭にDVの問題が認められた時には、配偶者からの暴力に対応する女性相談担当課や広域振興局等の配偶者暴力相談支援センター、福祉総合相談センター女性相談課（婦人相談所）の協力を求めるなどの緊密な連携が必要となります。

要保護児童対策地域協議会などを活用し、関係する機関が積極的に情報共有を進め、お互いの機関の有する支援機能の理解を深め、役割分担しながら支援にあたっていくことが重要です。

【泣き声通告を受理したときの留意点】

泣き声通告の場合は、なにより緊急性の判断が重要となります。「泣き声」だけでは、室内で何が起きて子どもが泣いているのかわかりません。実際、子どもはよく泣くものです。乳児の場合は、泣くことが要求表現になりますし、幼児から学童期でも、叱られて泣いたり、さみしくて泣いたり、悔しくて泣いたりときまざまです。

そうしたなか、「子どもの泣き声がする」と通告がある場合、何かしらの通告に至る「泣き声プラスアルファ」があります。通告者からは、そうした「プラスアルファ」の情報を聞き出すことが有効な判断材料となります。押さえておきたいポイントは次のとおりです。

- ・ 子どもが長時間泣き続けている
- ・ 子どもが戸外に出されて泣いている
- ・ 子どもの泣き声が聞こえる期間が継続している
- ・ 子どもの泣き声に加えて、大人のどなり声等が聞こえる
- ・ 泣いている子どもの体に不自然な傷やあざが見られる など

【泣き声通告受理後の安全確認等の調査時の留意点】

泣き声通告の場合、事前に電話連絡はできず、飛び込み訪問となることが多くあります。そのため、訪問される側にとっても、訪問を受け入れる気持ちの準備がない状態で訪問を受けるため、警戒心や抵抗感が強い場合があります。

訪問は犯人探しではありません。多くは、子どもが泣き止まない状況で親も困っています。そのため、「子どもさんの泣き声が聞こえるという連絡があったのだけど、心当たりはありますか?」「なにか子育てでお困りのことはありますか?」と援助のスタンスで訪問します。

「虐待を疑われた」というだけで強く拒否する人も中にはいますが、相手の拒否感が大きいときは、まずその拒否感を和らげるよう、急な訪問を詫び、相手の不満を聞くことから始めます。

ある程度保護者の不満を傾聴した後、再度、泣き声通告があったことを伝え、心当たりがあるかどうか、どういった状況で子どもが泣いているのか確認していきます。

併せて、泣き続けることで親が疲弊していないか、余裕をなくしていないか等聞きながら、必要があれば支援につなげるよう話していきます。

また、子どもの様子を実際に見ることも忘れてはならないことです。